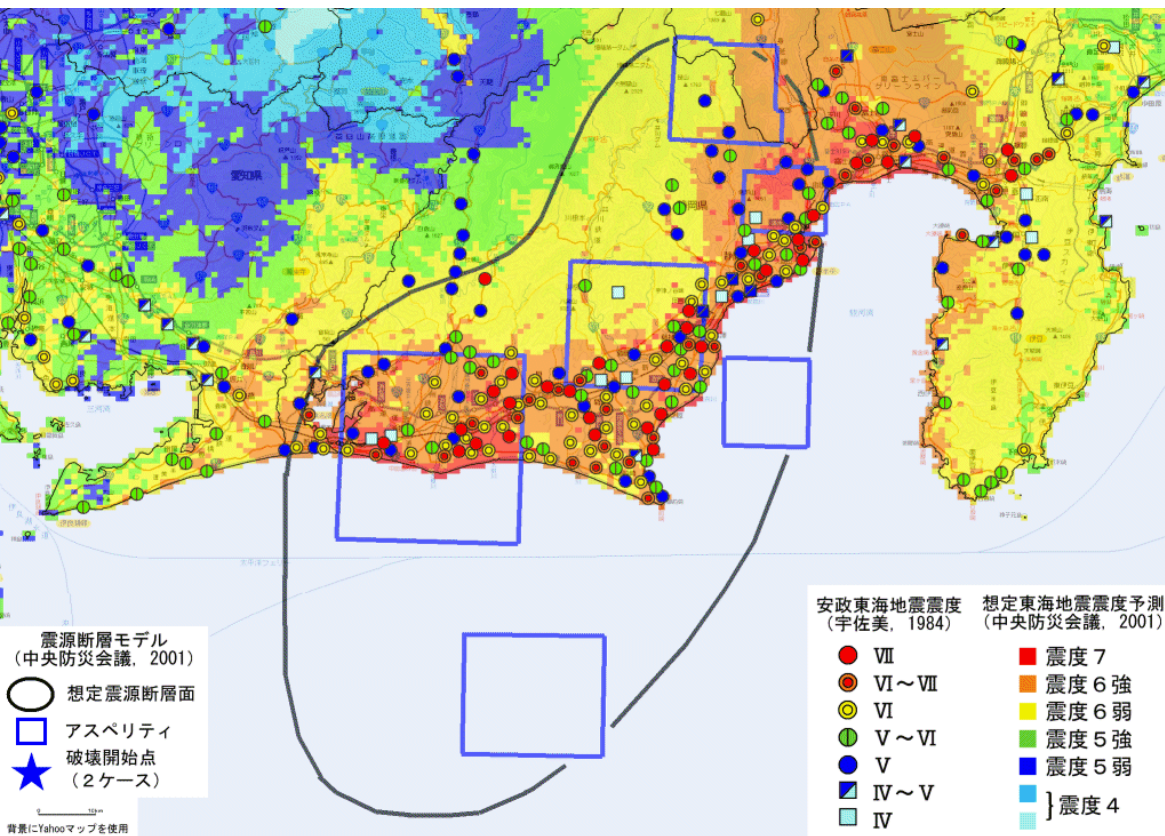


原発を再稼働をさせないためにできること 裁判と運動と政治



脱原発弁護団全国連絡会
事務局長 弁護士只野 靖

1971年2月 宮城県大崎市岩出山 生まれ

2001年10月 弁護士登録 東京共同法律事務所入所

■ 原発運転差止事件 等

2002年4月 浜岡原発運転差止仮処分(静岡地裁)

2003年7月 浜岡原発運転差止本訴(東京高裁)

2008年12月 上関原発公有水面埋立免許取消

2009年7月 大間原発建設差止本訴(函館地裁)

2011年3月 福島原発事故

2011年7月 脱原発弁護団全国連絡会結成

全国ほぼすべての原発に、運転差止裁判

■ その他の原発関連訴訟

東京電力株主代表訴訟(東京地裁、東京電力の取締役の責任追及)

福島除染労働・原発労働弁護団(いわき支部、被ばく慰謝料、危険手当)

飯館村民救済弁護団(ADR申立)

■ その他の環境訴訟

ハツ場ダム住民訴訟(敗訴)

霞ヶ浦導水路(東京高裁)

2015年9月鬼怒川常総水害国賠(準備中、現在原告4世帯)



裁判で原発を止める

- 2014年5月21日 大飯原発 福井地裁判決 ○
- 2014年11月27日 高浜・大飯原発 大津地裁決定 △
- 2015年4月14日 高浜原発 福井地裁決定 ○
- 2015年4月22日 川内原発 鹿児島地裁決定 ×
- 2015年12月24日 高浜原発 福井地裁異議審決定 ×
- 2016年3月9日 高浜原発 大津地裁決定 ○
- 2016年4月6日 川内原発 福岡高裁宮崎支部決定 ×
- 2017年3月28日 高浜原発 大阪高裁決定 ×
- 2017年3月30日 伊方原発 広島地裁決定 ×
- 2017年7月21日 伊方原発 松山地裁決定 ×
- 2017年12月13日 伊方原発 広島高裁 決定 ○
- 2018年3月19日 大間原発 函館地裁 判決
- 2018年？月？日 大飯原発 名古屋高裁金沢支部 判決

- 「原発にとって大地震が恐ろしいのは、強烈な地震動により個別的な損傷もさることながら、平常時の事故と違って、無数の故障の可能性のいくつもが同時多発することだろう。特に、ある事故とそのバックアップ機能の事故の同時発生、たとえば外部電源が止まり、ディーゼル発電機が動かず、バッテリーも機能しないというような事態がおこりかねない。」
- 「(核暴走を)そこは切り抜けても、冷却水が失われる多くの可能性があり(事故の実績は多い)炉心溶融が生ずる恐れは強い。そうなると、さらに水蒸気爆発や水素爆発がおこって格納容器や原子炉建屋が破壊される。」

石橋克彦・神戸大学名誉教授

「原発震災—破滅を避けるために」(科学1997年10月号)

2007年10月26日 浜岡原発静岡地裁判決

「安全評価の過程においてまで地震発生を共通原因とした故障の仮定をする必要は認められず、内部事象としての異常事態について単一故障の仮定をすれば十分である」

「したがって、原告らが主張するようなシュラウドの分離、複数の再循環配管破断の同時発生、複数の主蒸気管の同時破断、停電時非常用ディーゼル発電機の2台同時起動失敗等の複数同時故障を想起する必要はない**」(原判決106頁)**

静岡地裁判決 原子炉施設に求められる安全性

「もっとも、**原告らにおいて、地震動等によって複数箇所**で不具合事象が発生することが合理的に想定でき、その場合に、安全設計審査指針が定める地震その他の自然現象に対する設計上の考慮と安全評価審査指針が規定する単一故障の仮定による安全評価によっては不十分であり、それによつては**原子炉施設の安全性が確保されないこと**を合理的に推認できることを**主張立証した場合**には、被告の行っている単一故障の仮定は妥当でないと評価されるので、本件**原子炉施設の耐震安全性は確保されない**と判断される」(原判決107頁)

静岡地裁判決 原子炉施設に求められる安全性

耐震設計においては

「確かに、我々が知り得る歴史上の事象は限られており、安政東海地震又は宝永東海地震が歴史上の南海トラフ沿いのプレート境界型地震の中で最大の地震ではない可能性を全く否定することまではできない。」

「しかし、このような抽象的な可能性の域を出ない巨大地震を国の施策上むやみに考慮することは避けなければならない」(原判決115頁)

判決の誤りは自然が証明するだろう

- 2007年10月26日静岡地裁判決について

「この判決が間違っていることは自然が証明するだろうが、そのとき私たちは大変な目に遭っている恐れが強い」

石橋克彦・神戸大学名誉教授





**原発が再稼働されるのはなぜか。
東電が損害賠償を拒否するのはなぜか。**

**福島原発事故の被害が、矮小化され、
忘れられつつあるから。**

これを覆すためには、何が必要なのか

**原発事故の被害者が、怒りの声を上
げ、上げ続けるしかない。**

それは、被害者の責任でもある。

★ 原発再稼働をストップさせるために、全力でがんばります ★

脱原発弁護団全国連絡会 事務局長

<http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/>

★ 原発再稼働をストップさせるために手弁当で闘っている脱原発弁護団全国連絡会を応援してください。

<郵便振替口座>

記号番号 00160-6-290944

加入者名 脱原発弁護団全国連絡会

<銀行から振り込みの場合>

ゆうちょ銀行 ゼロイチキユウ支店

当座預金 口座番号 0290944

口座名義 脱原発弁護団全国連絡会

★ 弁護士会も原発再稼働に反対しています ★

日本弁護士連合会

「福島第一原子力発電所事故被害の完全救済及び脱原発を求める決議」 2013年10月4日

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2013/2013_2.html

第二東京弁護士会

「新規制基準の適合性審査に基づく原発の再稼働等に反対する意見書」

<http://niben.jp/news/opinion/2014/140408162036.html>

★ 脱原発法を制定しよう ★

衆議院提出2012年9月7日 第180回衆法39号

「脱原発基本法案」

http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm

ご静聴、ありがとうございました



山形県朝日町 最上川タンの瀬